

平成26年2月 日

(案)

札幌市長 上田 文雄 様

札幌市子ども・子育て会議
会長 金子 勇

子ども・子育て支援新制度下で札幌市が条例で定める各種の基準案に関する札幌市子ども・子育て会議の意見について

別添の札幌市が作成した下記1の基準案に関する札幌市子ども・子育て会議の意見の下記2のとおり提出いたします。

記

1 札幌市の基準案

- (1) 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準案
- (2) 地域型保育事業の設備及び運営の基準案
- (3) 施設型給付を受ける施設及び地域型給付を受ける事業の運営基準案
- (4) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準案

2 札幌市子ども・子育て会議の意見

札幌市の基準案は妥当である。

ただし、札幌市は、今後、当該基準を策定し実施するに当たっては、次の点に留意すること。

(1) 幼保連携型認定こども園関係

ア 幼保連携型認定こども園において、既存の幼稚園から当該認定こども園に移行する場合は、特例として、栄養士又は管理栄養士を置く場合に限り、1号認定の子どもへの食事の提供方法についてのみ外部搬入を認めることとしているが、1号認定の子どもにも自園調理による食事の提供を促進できるような施策を検討すること。

イ 幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準については、子どもの生命の保持と健やかな生活を確立するため、今後、国が示す配置基準を見極めたうえで、現行の保育所の保育士配置基準よりも引き上げることができるよう施策を検討すること。また、職員の処遇についても配慮すること。

(2) 小規模保育事業関係

小規模保育事業における保育従事者については、子どもの健全な心身の発達のために、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって子どもの保育を行う保育士であることが望ましいことから、保育ニーズに対して小規模保育事業を供給する場合は、従事者全員が保育士であるA型が優先されるよう施策を講じること。

(3) 放課後児童健全育成事業関係

ア 従事する者及び員数について、従事する者は全員有資格者であることが望ましい。

また、家庭支援や障がいのある子どもへの対応等に関する知識や技能の習得が、今後ますます重要となることが考えられるため、質の向上につながる研修体系の構築に努めるとともに、こうした指導員の高い専門性と職務の重要性、経験に見合った処遇となるような対策を検討すること。

イ 集団の規模及び施設設備について、集団の分け方について十分に検討すること。

また、子どもたちが安全で楽しく過ごすことができる環境を目指す一方で、現在の利用者が困ることがないように配慮するとともに、将来的な児童数の増加等も見込んだ施設整備の計画を検討すること。

ウ 開設日数及び時間、その他について、保護者の視点だけでなく子どもの視点に立った事業の実施とともに、学校や地域、保育園、幼稚園など関係機関との連携強化に努めること。また、放課後児童クラブの基準だけでなく、別途、児童会館や中高校生も含めた放課後施策のあり方についても検討すること。